

保護者様

流山市教育委員会

学校給食における食物アレルギー対応について

日頃より本市の教育へのご理解ご協力ありがとうございます。

これまで、流山市における食物アレルギー対応については、各学校ごとに可能な対応をしてきたところです。このたび、文部科学省の基準を踏まえ、流山市学校給食における食物アレルギー対応ガイドラインを定め、平成31年4月より市内小中学校では、下記の基準により実施しますので、ご理解のうえご協力くださいますようお願い致します。

記

1 基本的な考え方

学校給食において、保護者と学校とが子供の身体的症状や食事の様子、その他学校生活全般（校外学習・調理実習等）について必要な連絡をとりながら、以下の方法で取り組んでいきます。

2 給食による対処の方法

＜文部科学省食物アレルギー対応実施の基準＞

- ・医師の診断により、食物アレルギーの原因食品が明確であること。
- ・医師からの原因食品の除去指示があること。
- ・学校内の協議により、校長の原因食品を除いた給食実施の決定があること。
- ・家庭でも原因食品を除いた食事等を摂取していること。
- ・入手困難な代替食品の確保（家庭より持参）ができること。
- ・家庭において原因食品を除いた食事等により不足する栄養素の補充に理解があること。
- ・保護者の実費負担に理解があること。
- ・学校、家庭が一体となって、緊密な連携により相互理解を図ることができること。

- (1) 食物アレルギーを持っている児童生徒については、飲用牛乳及び生卵・うずら卵（出来上がり直前に入れるもの）のみについては除去し、対応します。それ以外の食材及びコンタミネーション（微量混入）で発症する場合は、安全性を最優先とし、対応はできませんので、ご了承ください。
- (2) 調理作業工程上（生卵・うずら卵のみ）対応が困難な場合は、一部及び一食分を持参していただきます。
ただし、持参していただいた分の返金・食べなかった分の持ち帰り等はありませんので、ご了承ください。
- (3) 対応の確認や事故防止のため、校内の全教職員及び学級の児童生徒に共通理解が必須であるため、教室用掲示献立表及び菓の保管場所等必要な範囲での情報を開示します。
- (4) 除去されていない給食との誤食事故を防ぎ安全な給食を実施するため、除去食専用カラー食器にて対応します。
- (5) 学校で対応を希望される場合は、アレルギー専門医の診断による「学校生活管理指導表」を毎年提出していただきます。また体調に合わせて、医師と相談のうえ「食物負荷試験」を受けるようお願い致します。